

第1章

計画策定の趣旨

1 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定により策定するものであり、老人福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するためのものです。

なお、この計画は「米沢市まちづくり総合計画」の基本構想に則し、高齢者の福祉施策をより一層推進させるものです。

2 計画策定の背景

我が国の高齢者人口は、令和 2 年 4 月 1 日時点で 3,605 万人、総人口に占める割合は 28.6%となっており、約 3.5 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。一方、本市における同時点での高齢化率は 31.8%と、国の水準を上回る数値を示しています。

今後もさらに高齢化は進み、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者に到達する令和 7 年には 34.0%に達することが見込まれ、3 人に 1 人が高齢者という時代が間近に迫っています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設されました。

本市では、介護保険導入に合わせて策定した第 1 期計画（平成 12 年度～）以降、法に定められている見直しを行い、介護サービスや生活支援サービスの整備、介護予防の推進を図ってきました。特に第 5 期計画以降、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される「地域包括システム」の構築に向けた取り組みを推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

第 8 期計画において、国は、第 7 期計画での目標や具体的施策を踏まえ、団塊の世代がすべて 75 歳に達する令和 7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて位置付けることを求めています。本市においては、国の方針を踏まえつつ、介護予防、認知症総合支援に力を入れるとともに、引き続き介護給付費適正化等の各種事業に取り組んでいきます。

第 8 期計画は、当面の計画期間である令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に直面する課題へのアプローチといった短期・中期的視点と、令和 22 年までを見据えた長期的視点、その両視点から高齢者施策全般に係る取り組みを総合的かつ体系的に示す計画として、ここに策定します。

3 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

本計画は、市の上位計画である米沢市まちづくり総合計画の目指すべき将来像である「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」と、福祉部門の上位計画である米沢市地域福祉計画の基本理念「支えあいの“わ”で築く一人ひとりが輝くまち よねぎわ」、そして「健康長寿日本一」を実現するため、次の基本理念を掲げます。

いきがいの “わ” でつなぐ げんき米沢

- ◇「いきがい」とは、生きていく上でのほりあいや喜びという意味があり、一人ひとりがいきがいを持つことができる米沢を目指します。いきがいは、趣味活動のみを指すのではなく、日々の生活を送る上で持つ各自の役割、周囲との交流など個人を形成する要素すべてを含みます。
- ◇”わ“は二つの漢字「輪」と「和」を表現しています。「輪」には、人や社会とのつながりという意味があり、「和」には、互いに相手を大切にして協力し合う関係にあることという意味があります。
- ◇一人ひとりが生きていく上でのいきがいを持つことで人や社会とつながり、相手を大切にして協力し合うことで、米沢で生活している一人ひとりの「げんき」になり、それらがつながり合うことで米沢市全体の「げんき」につながることを目指します。

(2) 大ビジョン

基本理念に掲げた米沢を達成するために、大ビジョンを3つ掲げます。

大ビジョン 1	自立して暮らすことができるまち
大ビジョン 2	互いに支え合いができるまち
大ビジョン 3	いきがいを持つことができるまち

(3) 中ビジョン

大ビジョンを達成するため、より具体的な目標を掲げます。

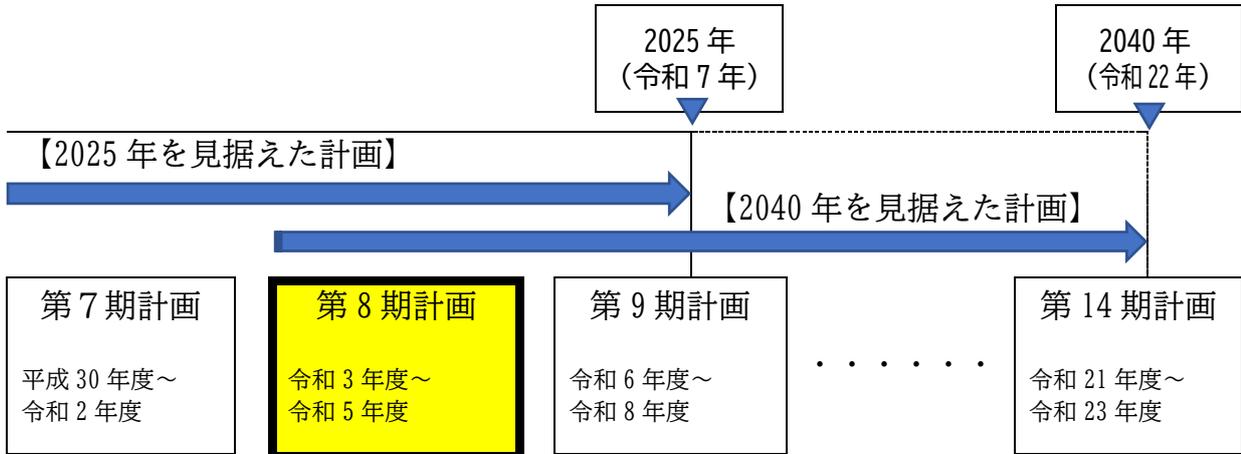
中ビジョン1	一人ひとりが心と体のげんきを守り向上できる
中ビジョン2	多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる
中ビジョン3	誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる
中ビジョン4	心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
中ビジョン5	自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

4 計画の期間

この計画は、令和3年度を初年度とする令和5年度までを計画期間としています。

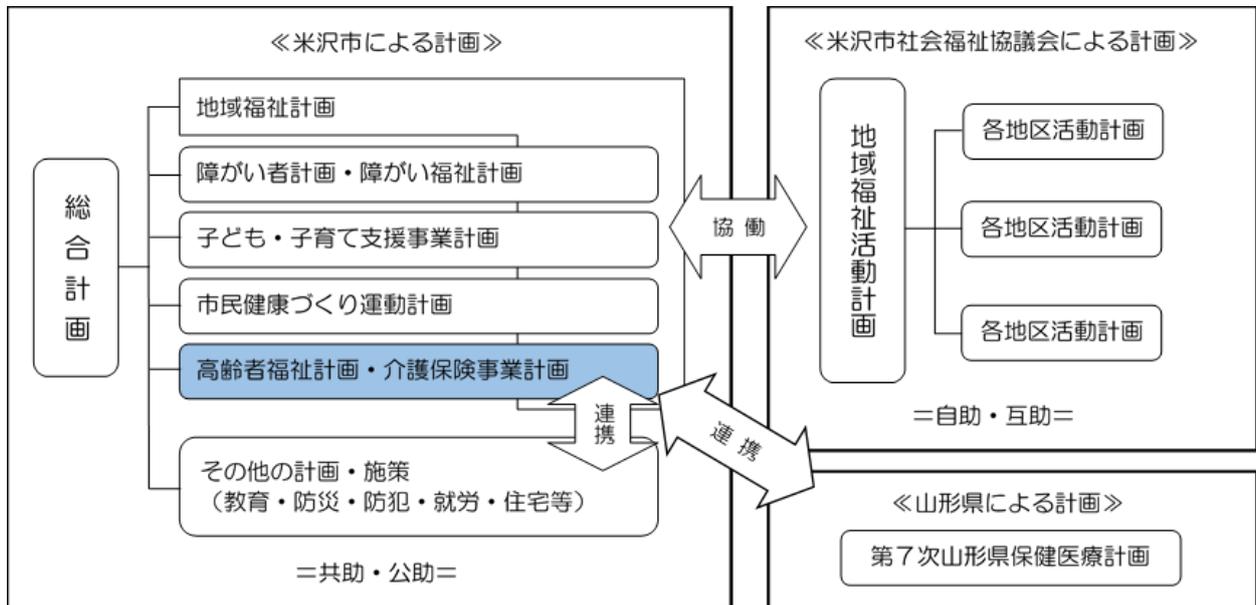
団塊の世代：75歳到達

団塊ジュニア世代：65歳到達



5 他の計画との関係

本計画は、国や県の高齢者施策や計画などを指針としながら、総合計画である「米沢市まちづくり総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する各種計画との連携・協働を図る計画とします。



6 計画の策定体制

米沢市介護保険運営協議会条例（平成 12 年米沢市条例第 48 号）第 3 条に基づいて、知識経験を有する者、関係団体の代表者、被保険者等 15 名を、平成 30 年 10 月に協議会委員として委嘱しました。

協議会は平成 30 年度、令和元年度に第 7 期計画の実施状況等を内容として開催し、令和 2 年度には事業計画の内容等の協議・検討を行ってまいりました。